

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 歩行者利便増進道路の指定【都市整備局道路部道路計画課】2
- 利便増進誘導区域の指定【都市整備局道路部管理課】4
- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】1 0
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】1 2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】1 3

北九州市告示第 74 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定により歩行者利便増進道路を指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から令和 7 年 4 月 17 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和 7 年 3 月 18 日

2 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名
市道	黒崎 10 号線
市道	黒崎 13 号線
市道	熊手 5 号線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）

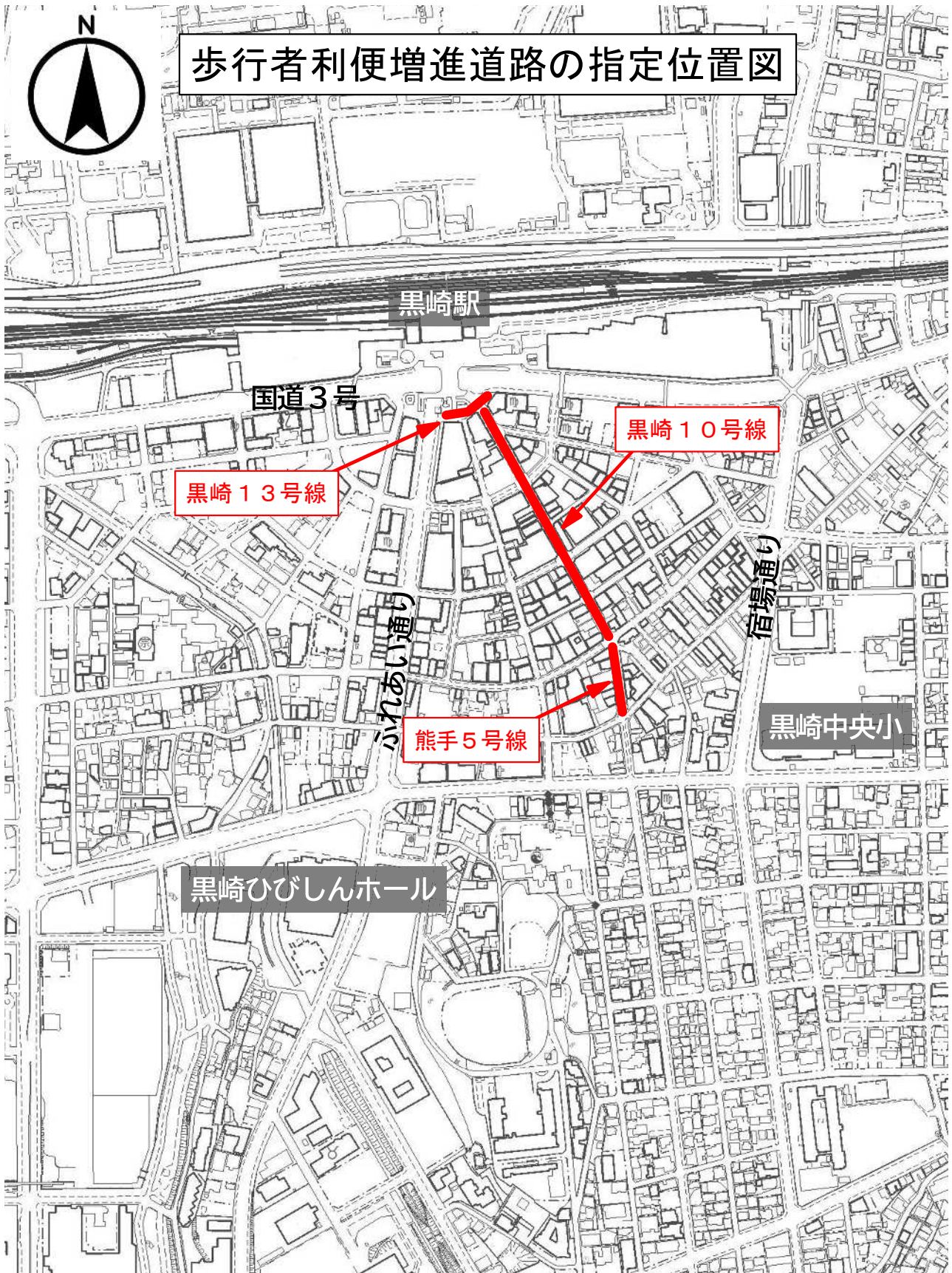
路線名	区間
黒崎 10 号線	北九州市八幡西区黒崎二丁目 12 番 1 地先から北九州市八幡西区黒崎一丁目 7 番 7 地先まで
黒崎 13 号線	北九州市八幡西区黒崎三丁目 12 番地先から北九州市八幡西区黒崎二丁目 19 番 1 地先まで
熊手 5 号線	北九州市八幡西区熊手一丁目 148 番地先から北九州市八幡西区熊手二丁目 109 番地先まで

4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部道路計画課



歩行者利便増進道路の指定位置図



北九州市告示第 75 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定により利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から令和 7 年 4 月 17 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利便増進誘導区域の指定日

令和 7 年 4 月 18 日

2 道路の種類及び路線名

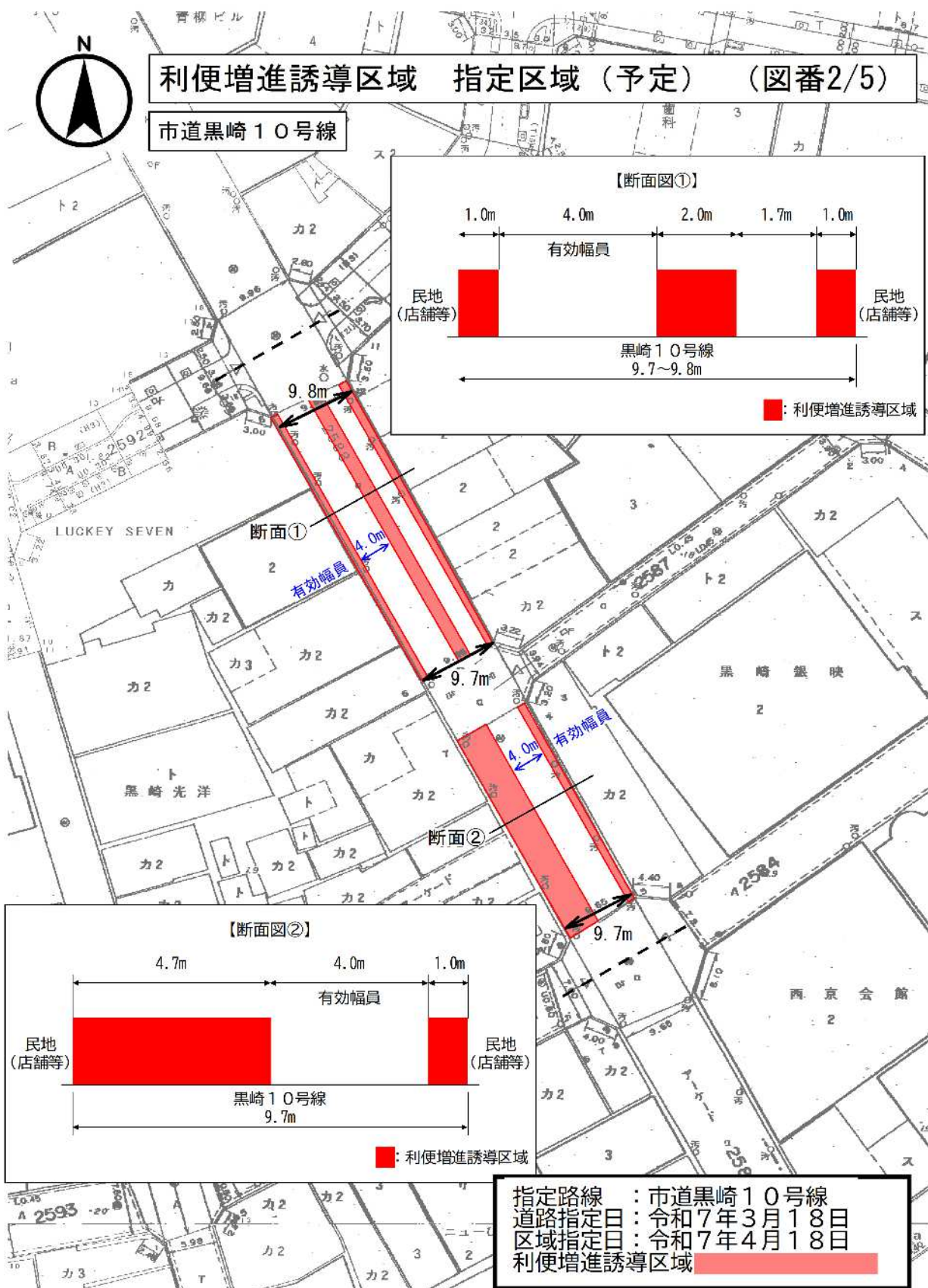
道路の種類	路線名	区間
市道	黒崎 10 号線	北九州市八幡西区黒崎二丁目 12 番 1 地先から北九州市八幡西区黒崎一丁目 7 番 7 地先まで
市道	黒崎 13 号線	北九州市八幡西区黒崎三丁目 12 番地先から北九州市八幡西区黒崎二丁目 19 番 2 地先まで
市道	熊手 5 号線	北九州市八幡西区熊手一丁目 148 番地先から北九州市八幡西区熊手二丁目 109 番地先まで

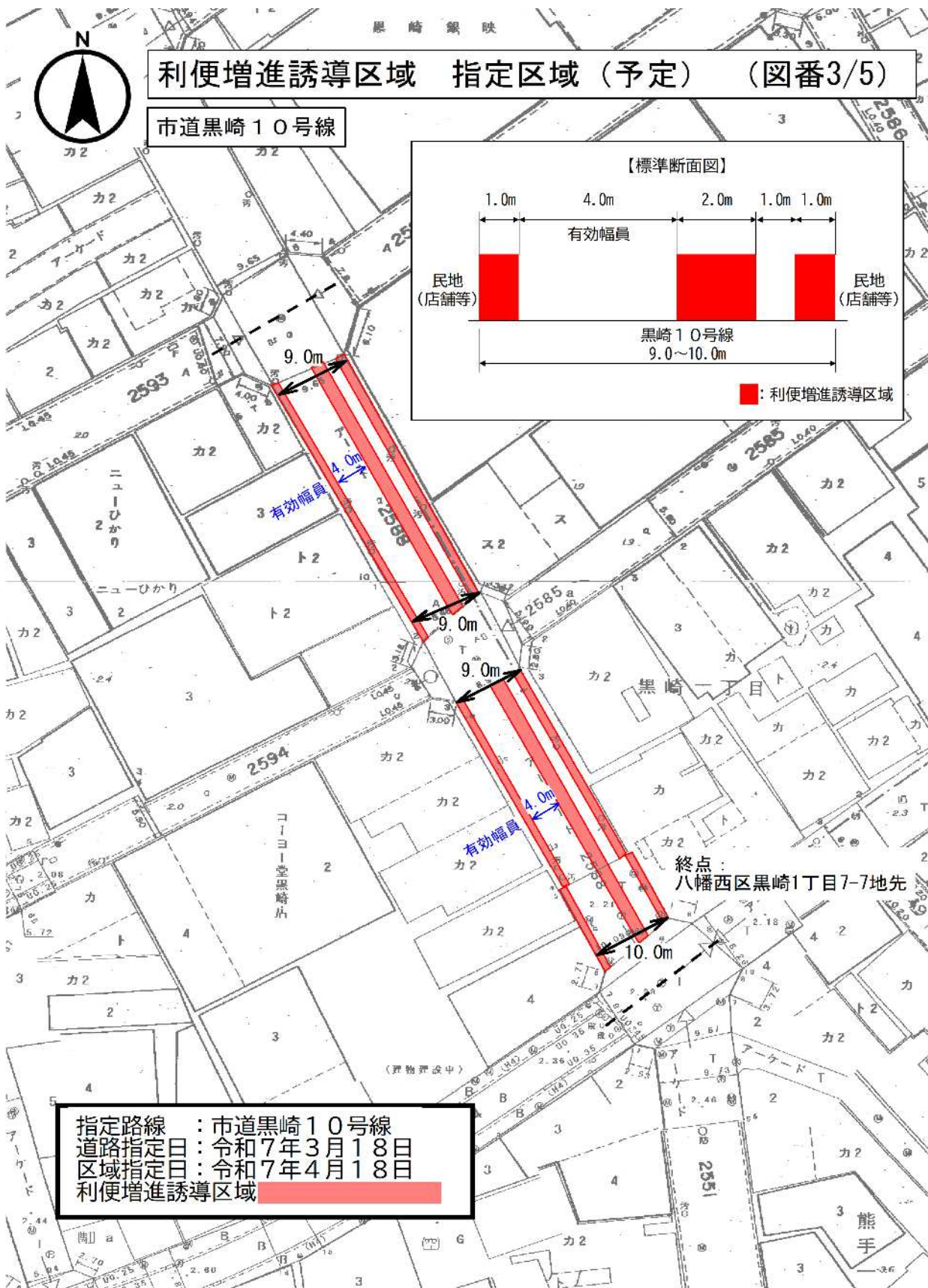
3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙のとおり

4 図面縦覧場所

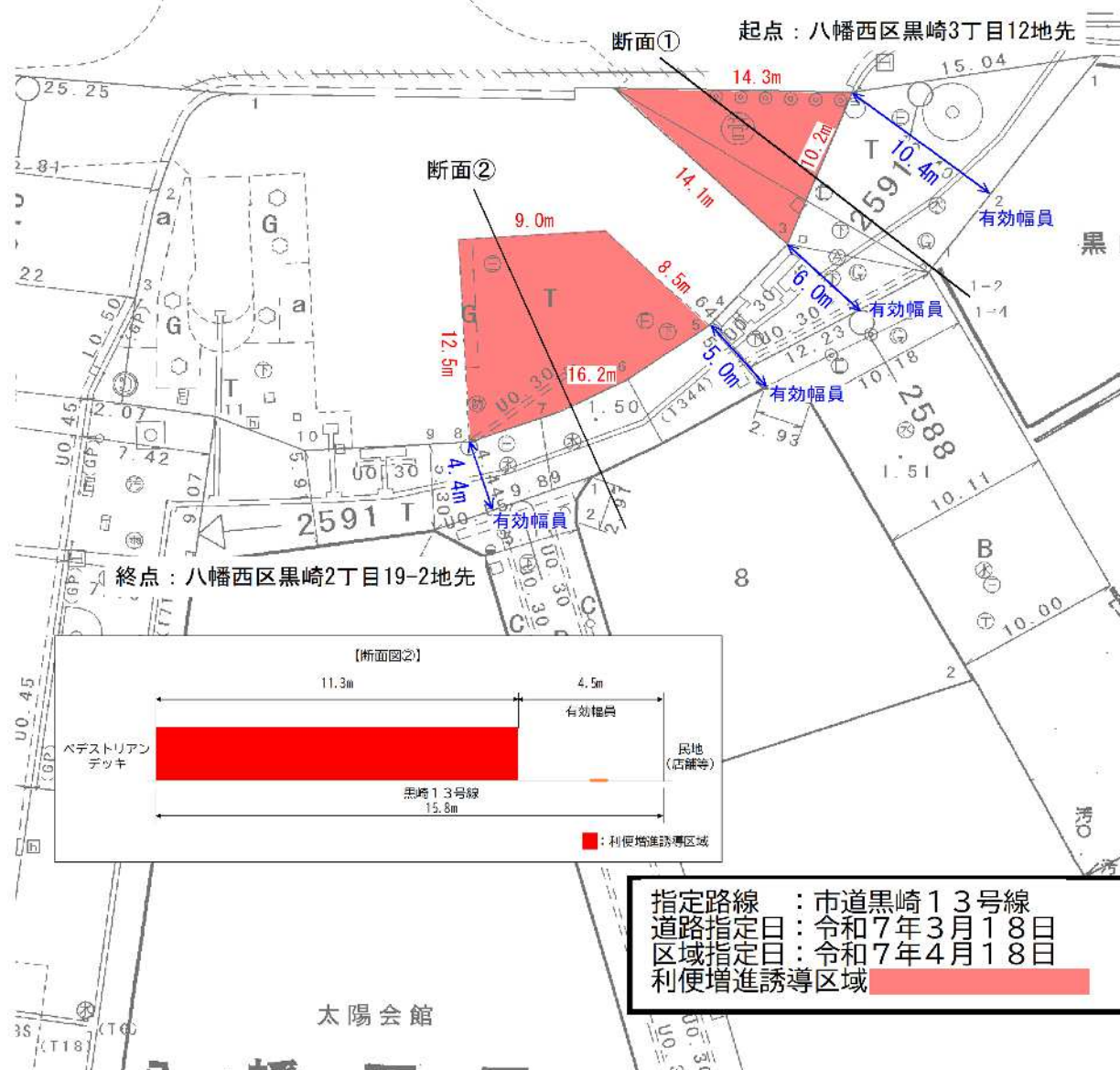
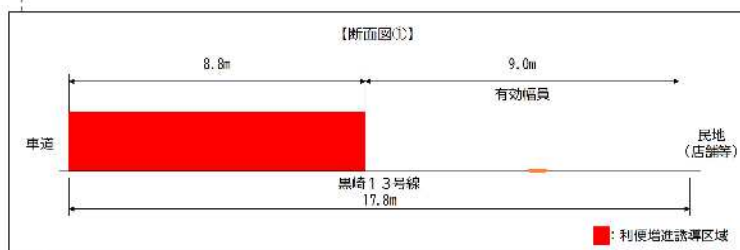
北九州市都市整備局道路部管理課

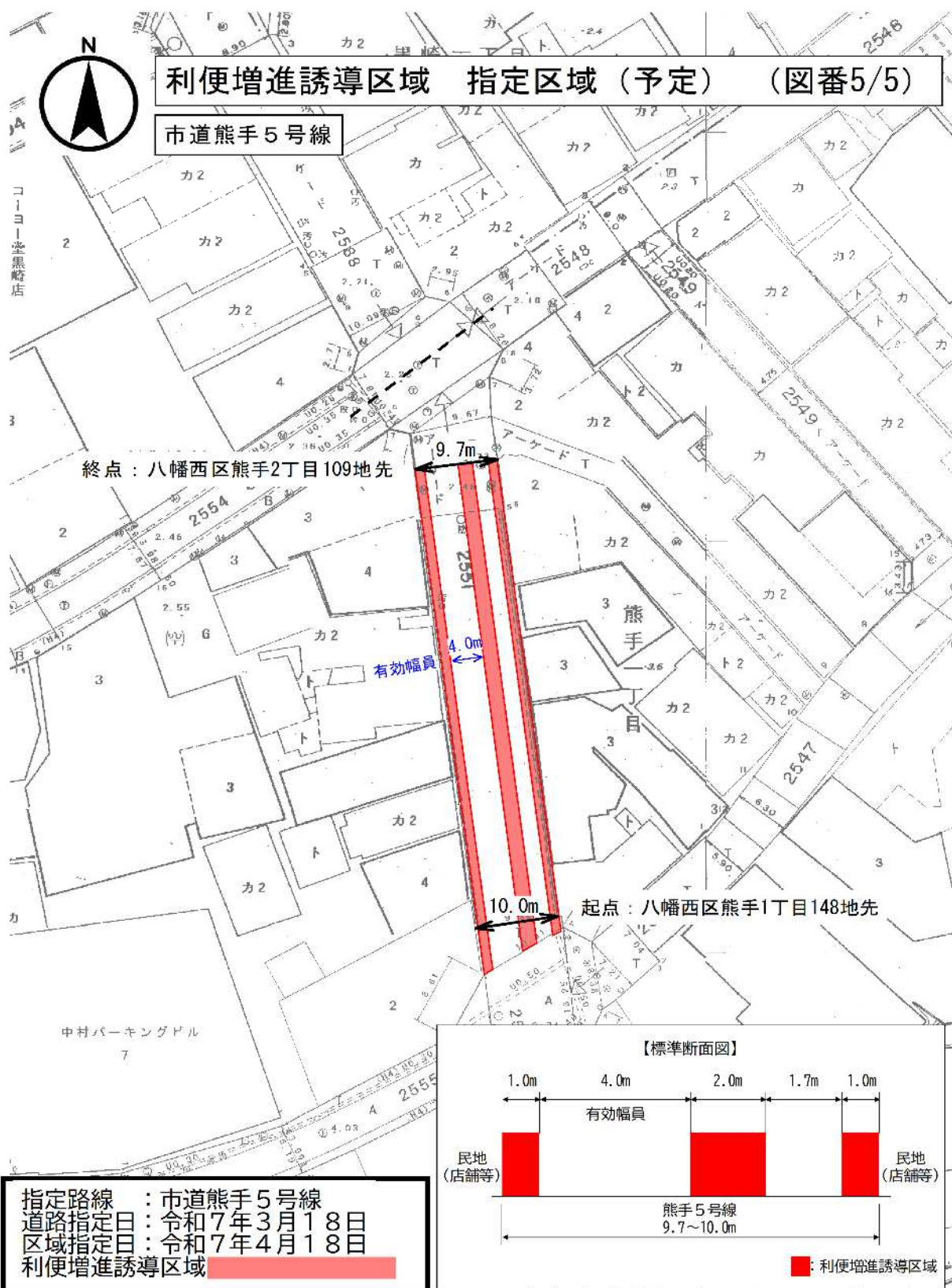




利便増進誘導区域 指定区域（予定）（図番4/5）

市道黒崎13号線





北九州市告示第 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号、第 8 5 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 8 5 3 4	ヘルパーステーション F i n e	北九州市八幡西区陣山二丁目 1 番 1 1 号	合同会社 F i n e	令和 7 年 3 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 6 6 4 9 0 1 7 0	よつば北九州訪問看護ステーション	北九州市戸畑区小芝一丁目 2 番 1 3 号	株式会社 芝津会	令和 7 年 3 月 1 日
4 0 6 7 7 9 1 3 7 8	訪問看護ステーション t r u e	北九州市小倉南区徳力新町二丁目 7 番 3 2 号 1 0 1	医療法人 都留内科医院	令和 7 年 3 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 5 0 6 1 9 3	a n d デイサービス	北九州市小倉南区徳力二丁目 1 番 4 号	a n d 合同会社	令和 7 年 3 月 1 日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 3 0 1 5 2 0	どんぐりケアセンター	北九州市戸畑区一枝一丁目 3 番 1 0 号	合同会社 フォレストファイン	令和 7 年 3 月 1 日
4 0 7 0 4 0 6 4 0 2	ケアプラン えがおの和	北九州市小倉北区黒原一丁目 1 番 1 3 号	株式会社 I S M I L E	令和 7 年 3 月 1 日
4 0 7 0 5 0 6 2 0 1	ケアプラン ありうむ	北九州市小倉南区横代北町二丁目 8 番 1 2 号	合同会社 K - S T Y L E	令和 7 年 3 月 1 日
4 0 7 0	ケアプラン か	北九州市八幡西	一般社団法人	令和 7 年 3

7 0 8 5 2 6	なで	区馬場山緑 1 4 番 1 2 号 メル ベーユ II 1 0 3 号	みのり会	月 1 日
----------------	----	--	------	-------

北九州市告示第 77 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項、第 82 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号、第 85 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5060 45	ブリッジライフ 徳力	北九州市小倉南区徳力二丁目 1 番 4 号	株式会社 T & E	令和 7 年 2 月 28 日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1000 47	有限会社 たんぽぽ 介護用品の店 たんぽぽ	北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 6 番 15 号 辻ビル 103	有限会社 たんぽぽ	令和 7 年 2 月 28 日

3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1000 47	有限会社 たんぽぽ 介護用品の店 たんぽぽ	北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 6 番 15 号 辻ビル 103	有限会社 たんぽぽ	令和 7 年 2 月 28 日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7076 01	ケアプランセンター タイム	北九州市八幡西区永犬丸西町四丁目 18 番 6 号	株式会社 T I N Y	令和 7 年 2 月 28 日

北九州市公告第 183 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 3 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区町上津役西四丁目 1976 番 2 から 1976 番 5 まで、1983 番 1 から 1983 番 9 まで、1985 番 1 から 1985 番 5 まで、1990 番 1、1990 番 3 から 1990 番 30 まで、1994 番 6、1994 番 7、1997 番 1 から 1997 番 8 まで、2006 番、2009 番 1 から 2009 番 7 まで及び無番のうち	北九州市八幡西区黒崎三丁目 8 番 18 号 株式会社松尾都市開発 代表取締役 松尾浩嗣